

美里町同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例及び美里町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年8月25日

美里町長 相澤清一

美里町条例第19号

美里町同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める
条例及び美里町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規
定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

(美里町同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例の一部改正)

第1条 美里町同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例
(平成24年美里町条例第24号)の一部を次のように改正する。

題名中「同意企業立地重点促進区域」を「工場立地特例対象区域」に改める。

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第10条第1項」を「第9条第1項」に、「公表された準則」を「公表された工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号)」に改める。

(美里町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正)

第2条 美里町東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成24年美里町条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「公表された準則(」を「公表された工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。」に、「同意企業立地重点促進区域」を「工場立地特例対象区域」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。